

都市計画道路「幕張本郷松波線（幕張町地区）」に関する

質問・回答

Q 1 今回、示している道路計画線で決定でしょうか。

A 1 今回、お示しした計画図が道路の線形となります。

なお、今年度中（令和２年度中）に用地測量を行い、具体的な用地提供いただく対象者及び面積を確定していきます。

Q 2 用地取得の対象者及び面積は決定しているのでしょうか。

A 2 今年度中（令和２年度中）に用地測量を行い、具体的な用地提供いただく対象者及び面積を確定していきます。

Q 3 機能回復道路とは何でしょうか。

A 3 新設する計画道路本線が沿道の土地より高くなる箇所では、その土地から直接出入りが可能な道路との接続がなくなってしまう箇所が一部にございます。

そこで、道路との接続を確保し従前の土地利用を回復するため、また本線へのアプローチを可能にするために新たに設ける道路を「機能回復道路」と位置づけております。

Q 4 機能回復道路に土地がかかる場合、用地提供及び移転の必要があるのでしょうか。

A 4 機能回復道路の整備に必要な土地についても取得を予定しており、用地提供のご協力をお願いしております。

なお、この機能回復道路についても、今年度中（令和２年度中）に用地測量を行い、具体的な用地提供いただく対象者及び面積を確定していきます。

また、移転の必要性は、条件により異なりますので、個別交渉時にご説明させていただきます。

Q 5 家が計画道路に隣接する場合、騒音や外壁の汚れに対する補償はあるのでしょうか。

A 5 これらに関する内容については補償対象とはなりません。

Q 6 説明会資料「１－２ 幕張町地区の状況」で起点から線路に向かってでている赤い二本線はなんのでしょうか。

A 6 都市計画道路「３・１・４ 豊砂幕張町線」の計画線です。

（現時点で事業化について具体的な時期は定まっておりません。）